

**改正**

昭和61年3月27日水道事業管理規程第1号  
平成2年10月29日水道事業管理規程第5号  
平成6年3月31日水道事業管理規程第3号  
平成6年12月1日水道事業管理規程第4号  
平成9年5月30日水道事業管理規程第1号  
平成10年4月1日水道事業管理規程第3号  
平成13年3月30日水道事業管理規程第3号  
平成14年3月29日水道事業管理規程第1号  
平成15年3月31日水道事業管理規程第1号  
平成16年3月31日水道事業管理規程第2号  
平成17年3月29日水道事業管理規程第2号  
平成18年1月5日水道事業管理規程第1号  
平成20年10月1日水道事業管理規程第3号  
平成26年9月25日水道事業管理規程第5号  
平成27年2月27日水道事業管理規程第2号  
令和2年4月1日水道事業管理規程第4号

上尾市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、上尾市水道事業給水条例(昭和38年上尾市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(標識の掲示)

**第3条** 給水装置の使用者は、市が交付する標識を門戸その他他人の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(共用給水装置の使用)

**第4条** 共用給水装置の給水は、かぎ及び証票を貸付けした日からその使用を開始したものとみな

す。

(共用給水装置の使用中止又は廃止)

**第5条** 前条の規定により貸し付けたかぎ及び証票は、水道の使用を廃止し、又は中止したときは、直ちにこれを返納しなければならない。

(給水装置の所有権の異動及び撤去)

**第6条** 給水装置の所有権に異動が生じた場合は、当事者連署の上遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に前所有者の署名を得られないときは、その理由を述べて、市長の承認を得なければならない。

3 給水装置の所有者は、その給水装置を撤去しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(修繕等の申込方法の特例)

**第7条** 修繕等の申込は、緊急又は軽易な場合に限り、電話又は口頭ですることができる。

(工事申込み)

**第8条** 条例第7条第3項の規定に基づき利害関係人の同意書等の提出を求めることのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(設計変更等の届出)

**第9条** 条例第5条に規定する給水装置の工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又は当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(工事費の算出)

**第10条** 条例第8条第1項各号に掲げる費用の算出の方法は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 材料費 市長の定める材料単価表
- (2) 運搬費 市長の定める運搬費
- (3) 労力費 市長の定める賃金表
- (4) 道路復旧費 道路管理者の定める道路掘削復旧費徴収基準に基づき市長が定める額
- (5) 間接経費 第1号及び第3号の規定に基づき算出した額の合計額の100分の25以内において

て、市長が別に定める基準に基づき算定する額

(工事費の納付)

**第11条** 給水装置の工事の工事費については、工事費の概算額を通知した日から30日以内に納付しなければならない。

2 前項に規定する期間を経過し、かつ、催告を発しても納付されないときは、当該工事の申込みは、取り下げられたものとみなす。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事費の概算額の分納に係る金利相当分の徴収)

**第12条** 条例第10条の規定に基づき工事申込者が工事費の概算額を分納する場合には、市長は、市中金利を勘案した上で別に定めるところにより、当該分納に係る金利相当分を徴収するものとする。

(給水装置の補修)

**第13条** 条例第7条第1項の規定に基づき、市又は指定給水装置工事事業者が工事(修繕を除く。)を施行した給水装置について、その引渡しを受けた日から1年以内に破損が生じたときは、市又は指定給水装置工事事業者がこれを補修し、その費用を負担する。ただし、その破損が使用者又は所有者の故意又は過失による場合であるときは、この限りでない。

(給水制限又は停止の予告)

**第14条** 条例第15条第2項の規定により、給水を制限し、又は停止しようとするときは、市報、広報車、文書、口頭等をもって予告する。

(定例日に点検を行う給水装置)

**第15条** 条例第27条第1項の規定に基づき、定例日にメーターの点検を行う給水装置は、条例第4条第1号及び第2号に掲げる給水装置とする。

(定例日以外の日に点検を行うことのできるやむを得ない理由)

**第16条** 条例第27条第2項に規定する定例日以外の日に点検を行うことのできるやむを得ない理由があるときとは、次に掲げる場合とする。

- (1) 水道の使用を廃止し、又は中止した場合
- (2) 用途又は口径を変更した場合
- (3) メーターに異常等があった場合
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合

(定例日の特例等)

**第17条** 市長は、条例第27条第1項の定例日が市の休日（上尾市の休日を定める条例（平成2年上尾市条例第17号）第1条第1項に掲げる市の休日をいう。）に当たるときは、その定例日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 メーターの点検に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（使用水量の認定）

**第18条** 条例第28条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

（1）メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基準として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

（2）メーターが設置されていないとき、又は漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、使用水量を認定する月の前4月又は前年同期における使用水量及び使用者の業態、家族数、用途別、各使用者の使用水量等を考慮して認定する。

（料金の精算等）

**第19条** 水道の使用を廃止し、又は中止する届出のないときにあつては、水道を使用していない場合においても条例第26条の規定による料金を徴収する。

2 料金を徴収した場合において、当該料金の算定に過誤があったときは、次の定例日以後の料金の算定の際に過不足を精算する。ただし、水道の使用を廃止し、又は中止した者の料金については、速やかにその過不足を精算する。

（分担金及び料金の納付期限）

**第20条** 条例第5条の2に規定する分担金は、給水装置の工事の申込みの際にこれを納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第32条本文の規定による料金の徴収は、納入通知書兼領収書を発行することによりこれを行うものとし、その納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1）口座振替及び払込みの方法によるとき。 納入通知書兼領収書を発送した日から10日

（2）条例第30条第1項に規定する水道の使用を廃止し、又は中止する届出をしたとき。 当該届出の日から5日

（料金、手数料等の軽減又は免除の申請）

**第21条** 条例第34条の規定による料金の軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その軽減又は免除する額は、当該各号に定める額とする。

（1）水道の利用者（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯である場合 条例第26条第1号に規定する基本料金に相当する額の軽減

(2) 水道の利用者の属する世帯に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者がいる場合 前号に規定する額の軽減

(3) その他市長が必要と認める場合 市長が定める額の軽減又は免除

2 条例第34条の規定に基づく料金、手数料その他の費用の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金、手数料等軽減・免除申請書により、市長に申請しなければならない。

(指定給水装置工事事業者が施行する工事)

**第22条** 指定給水装置工事事業者が条例第7条第1項の規定に基づき給水装置の工事を施行しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた指定給水装置工事事業者は、給水装置の工事を施行するときは、当該工事の施行についての承認を受けたことを証するものを現場に携帯し、かつ、市長の指示に従って誠実に施行しなければならない。

(設計審査及び工事検査の申請)

**第23条** 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項の規定により同項に規定する市長による設計審査を受けようとするときは、設計図を添付して、市長に申請しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項の規定により同項に規定する市長による工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに、市長に申請しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項に規定する工事検査を受けた結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内に手直しを行い、改めて同項に規定する市長による工事検査を受けなければならない。

(修繕の届出)

**第24条** 指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕をしたときは、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、使用水量に影響のないものについては、毎月末日にその月分をまとめて届け出ることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置の届出)

**第25条** 簡易専用水道以外の貯水槽水道を新たに設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

**第26条** 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に定めるところにより、当該簡易専用水道以外の貯水槽水道を管理するものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、1年以内ごとに1回、定期に、当該簡易専用水道以外の貯水槽水道の給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うものとする。

（届出等の用紙の様式）

**第27条** 条例及びこの規程において使用する用紙の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 条例第5条に規定する給水装置の工事の市長による承認及び条例第7条第2項に規定する市長による設計審査を受けようとするとき。 第1号様式
- (2) 条例第7条第2項の規定により同項に規定する市長による工事検査を受けようとするとき。 第2号様式
- (3) 修繕等の申込をする場合（第7条の規定により電話又は口頭でする場合を除く。） 第3号様式
- (4) 条例第10条の規定に基づき工事費の概算額を分納するとき。 第4号様式
- (5) 条例第17条及び第21条第2項第3号の代理人について、選定又は変更の届出をするとき。 第5号様式
- (6) 条例第18条第1項及び第21条第2項第3号の管理人について、選定又は変更の届出をするとき。 第6号様式
- (7) 削除
- (8) 条例第21条第1項第1号の規定に該当するとき。 第8号様式
- (9) 条例第21条第1項第2号又は第3号の規定に該当するとき。 第9号様式

- (10) 条例第21条第1項第4号に規定する私設消火栓を使用するとき、又は条例第21条第2項第6号に規定する消防用として水道を使用するとき。 第10号様式
- (11) 条例第21条第2項第2号の規定に該当するとき。 第11号様式
- (12) 条例第24条第1項に規定する給水装置及び水質の検査についての請求をするとき。 第12号様式
- (13) 条例第31条の一時的に水道を使用する者が、その使用の申込みをするとき、又はその使用をやめるとき。 第13号様式
- (14) 給水装置の検査に従事する職員であることを示す身分証明書 第14号様式
- (15) 簡易専用水道以外の貯水槽水道を設置するとき。 第15号様式
- (16) 条例第34条の規定による料金の軽減又は免除の申請を行うとき。 第16号様式

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、上尾市水道事業給水条例施行規則（昭和39年上尾市規則第9号）の規定により、市長が行っている行為は、この規程の規定により、管理者が行った行為とみなす。

附 則（昭和61年水管規程第1号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年水管規程第5号）

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成6年水管規程第3号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年水管規程第4号）

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年水管規程第3号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(上尾市水道事業給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この規程の施行の際、前項の規定による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存する者は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成14年水管規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成16年水管規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年水管規程第2号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年水管規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年水管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の上尾市水道事業会計規程、第5条の規定による改正前の上尾市水道部文書規程、第6条の規定による改正前の特殊集団住宅の給水に関する特別措置規程、第7条の規定による改正前の上尾市水道事業検針事務委託規程、第8条の規定による改正前の上尾市水道事業給水条例施行規程、第9条の規定による改正前の上尾市水道部指定給水装置工事事業者規程、第12条の規定による改正前の上尾市水道事業私道敷地内連合給水管布設替え整備費補助金交付規程及び第13条の規定による改正前の上尾市水道部公印規程の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成26年水管規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る水道料金のうち、平成26年10月分までの月分として徴収する水道料金（施行日以後初めて水道料金の額が確定するものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 上尾市水道事業給水条例（昭和38年上尾市条例第18号）第4条第1号に規定する専用給水装置（その用途が、同条例第26条第1号の表備考に規定する一般用である場合に限る。）により水道を使用している者に係る水道料金のうち、平成26年10月分の水道料金（前項の規定により従前の例によることとされた水道料金を除く。）から平成27年3月分までの水道料金として徴収する場合における改正後の第17条第2項の適用については、同項中「条例第26条各号の表」とあるのは「上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成26年上尾市条例第19号）附則第3項の規定により読み替えられた条例第26条第1号の表」とする。
- 4 この規程の施行の際、改正前の第1号様式、第2号様式及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成27年水管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条に1号を加える改正規定及び第15号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の規定は、この規程の施行の日以後の使用月分に係る水道料金の軽減又は免除から適用する。

**附 則**（令和2年水管規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

**第1号様式**（第27条関係）

第1号様式（第27条関係）

給水装置の(新設、改造、修繕、撤去)工事申込書

(宛先)

上尾市長

私は、上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業給水条例施行規程その他の水道事業管理規程に規定する事項を遵守することに同意した上で、下記の給水装置の工事を申し込みます。

用 途

記

受付年月日		受付番号		給水装置の種類		水道番号(お客様番号)				
年 月 日		第 号		1 専用 2 共用 3 私設消火栓		第 号				
工事申込者	フリガナ.....			給水方式	直結式 受水槽式 直結増圧式	用途別	1 一般用 2 集団住宅用 3 公衆浴場用 4 臨時用 5 共用			
	住所 フリガナ.....						量水器	貸与 年 月 日		番号
	氏 名 ㊟			指針	m <sup>3</sup>			口径		
設置場所										
フリガナ				建築確認番号		第 一 号				
所有者		TEL( -- )		水道番号照会		年 月 日		㊟		
				電算登録日		年 月 日		㊟		
利害関係者	水道番号	第 号		確約書番号		第 一 号				
	所有者分岐承諾同意書	住所氏名 ㊟		協議番号		第 一 号				
	家屋・土地の所有者同意書	住所氏名 ㊟		納付金	設計審査手数料		円		㊟	
委任	私(工事申込者)は、本給水装置の工事申込及び納付金等に関する事項を設計審査申請者(指定給水装置工事事業者)に委任します。				工事検査手数料		円		㊟	
				分 担 金		円		㊟		
				舗装本復旧費		円		㊟		
						円		㊟		

利害関係者の追加の場合にご記入願います。(工事申込者記入)

年 月 日
-----
-----
-----
-----

(表)

案 内 図									
住 宅 地 図 番 号									
東 西 頁 一									
管 理 図 面 位 置									
— —									
設計審査申請書									
年 月 日									
(宛先) 上尾市長									
給水装置の工事について、調査、設計したので申請します。									
指定工事事業者番号 第 号									
申請者(指定給水装置工事事業者) ㊟									
交 付 番 号 第 号									
施行主任技術者 ㊟									
						収 納	着手承認	設計審査	

設 計 図

分岐本管	配水管 口径 mm	給水管 口径 mm	分岐本 管所有	市 個人 連合	分岐 本管種	DIP ACP PP VB HI その他
既設埋設物	下水道 ガス 電気 電話 用水 他	分岐道路 の種類	国道 県道 市道 私有 舗装道 砂利道 車道 歩道	昼間工事 夜間工事		
布設方法	開削 貫孔	分岐本 管圧力	MPa	取付 栓数	栓	施工予定日 年 月 日

(平面図、立面図、道路断面図、S=FREE)



第2号様式（第27条関係）

第2号様式(第27条関係)

給水装置の(新設、改造、修繕、撤去)工事検査申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者(指定給水装置工事事業者)

㊟

水道番号(お客様番号)		施行主任技術者		交付番号 第		号	
				氏名		㊟	
施主氏名				建物名称			
設置場所				施工完了	年 月 日		
耐圧試験	MPa	水道番号取付	有・無	水道メーター	口径 mm	番号	号

竣工図(平面図、S=FREE)



竣工図(立面図、S=FREE)	道路断面図
	分水箇所オフセット
	止水栓設置箇所オフセット

第3号様式 (第27条関係)

(表)

給水修繕工事申込書							
上尾市長				様			
				年 月 日			
水道番号(お客様番号)				給水区			整理番号
給水装置設置場所		上尾市					
給水装置所有者 住所氏名		上尾市					
使用者住所氏名		上尾市					
修繕年月日							
修繕箇所	P . P 亀裂	縦 横	冷管接合部	抜け 亀裂	乙止水栓	不良 漏水	その他
	溶着接合部	抜け 亀裂	B O X 内 バルブ	不良 漏水	M ・ C ユニオン	締過 不良	
代理人選任届							
上記場所の修繕工事一切を委任します。							
上尾市							
代理人							印
上尾市							
委任者							
道路形状	県・市・私 号線		住宅地図 西・東		ページ ー 番		
	舗装(厚 cm)砂利		《案内図》				
掘削面積		m <sup>2</sup>					
備考欄							



第 4 号様式 (第27条関係)

第4号様式(第27条関係)

給水装置工事費分納申請書

年 月 日

上尾市長 様

住所 上尾市  
申請者 氏名



次のとおり給水工事費(道路分)の分納を申請します。

給水装置設置場所	上尾市				
水道番号 (お客様番号)					
給水装置所有者 住所氏名	上尾市			職業	家族数
分納者 住所氏名	上尾市			職業	家族数
給水工事を行う 指定工事店					
保証人住所氏名	市		印		
分納回数	納入月日	納入金	割増金	残金額	合計
2回払	月 日				
3回払	月 日				
4回払	月 日				
5回払	月 日				
6回払	月 日				
計	月 日				
摘要					
※ 分割納入の場合は、年                      パーセントの割増金を徴収します					

第 5 号様式 (第27条関係)

給水装置代理人選定(変更)届

年 月 日

上尾市長 様

住 所 上尾市

申請人

氏 名



次のとおり給水装置所有者の代理人を選定(変更)したので、届け出ます。

水道番号 (お客様番号)			
水栓所在地	上尾市		
給水装置所有者 住所氏名	市 ..... 印	職業	
給水装置使用者 住所氏名	上尾市 .....	職業	
代理人住所氏名	上尾市 ..... 印	職業	
変更前の代理人 の住所氏名	上尾市 .....	職業	

第 6 号様式 (第27条関係)

管理人選定(変更)届

年 月 日

上尾市長 様

住所 \_\_\_\_\_  
 給水装置所有者(フリガナ)  
 氏 名 \_\_\_\_\_ ①  
 TEL( \_\_\_\_\_ )

次のとおり 月 日から管理人の選定(変更)したので届けます。

水道番号 (お客様番号)		給水区		整理番号		
給水装置設置場所	上尾市					
住所 管理人(フリガナ) 氏名	新	TEL( _____ )				
	旧	TEL( _____ )				
集団住宅 記入項目	構造	受水槽	各室 メータ	申請 世帯数	認定 世帯数	アパート名称
	平屋 2階 3階以上	有 無	有 無	件	件	調査日 /
納入通知書 (フリガナ) 送付先住所氏名	〒 _____ TEL( _____ )					
備考						

第7号様式 削除

第8号様式 (第27条関係)

給水(使用・廃止・中止)届

年 月 日

上尾市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 申請者(フリガナ)  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 TEL( )

次のとおり 月 日から給水の(使用・廃止・中止)を届けます。

水道番号 (お客様番号)		給水区		整理番号	
給水装置設置場所					
使用者氏名 (フリガナ)					TEL( )
納入通知書送付先 住所・氏名 (フリガナ)	〒				TEL( )
転出先・住所 氏名(フリガナ)					TEL( )
住所 所有者(フリガナ) 氏名					TEL( )
メーター番号	口径	開始時指針	中止時指針	使用水量	漏水確認
	mm				有・無
転出後の閉栓処理	月	日	乙止栓	丙止栓	担当
理由	備考				

第9号様式（第27条関係）

給水装置（用途・口径）変更届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所 \_\_\_\_\_  
 給水装置所有者(フリガナ)  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 TEL( \_\_\_\_\_ )

次のとおり給水装置の（用途・口径）を変更したいので届けます。

給水装置設置場所	上尾市			
水道番号 (お客様番号)				
使用者氏名 (フリガナ)				
給水用途	新	一般用	集团住宅用	臨時用
	旧	一般用	集团住宅用	臨時用
口径	新	口径	mm	
	旧	口径	mm	
変更日	年 月 日			
備考				

第10号様式（第27条関係）

私設消火栓(使用・承認)届

年 月 日

上尾市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 使用者(フリガナ)  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 TEL( )

演 習	
私設消火栓設置場所	上尾市
水道番号 (お客様番号)	第 号 種類 封かん 計量器つき
演習使用	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 時 分まで
演習責任者	
手数料納付者 住所・氏名	上尾市
火 災	口径 mm 使用水量 m <sup>3</sup>
使用の目的	上尾市 番地 方に発生した火災消火のため
使用日	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 時 分まで
備考	

第11号様式（第27条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

上尾市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 申請者(フリガナ)  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 TEL( \_\_\_\_\_ )

次のとおり 月 日から給水装置所有者を変更したいので届けます。

給水装置設置場所	上尾市
水道番号 (お客様番号)	
住 所 新所有者(フリガナ) 氏 名	.....  印 (TEL _____ )
住 所 旧所有者(フリガナ) 氏 名	.....  印 (TEL _____ )
変 更 理 由	
備 考	

第12号様式（第27条関係）

給水装置水質の検査請求書

年 月 日

上尾市長 様

住所 上尾市  
検査請求者 氏名



次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

給水装置の設置場所	上尾市
水道番号 (お客様番号)	
水質の検査を 請求した理由	

-----切-----り-----と-----り-----

水質検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

上尾市長



月 日 あなたから請求があった水質検査の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

検査の結果	飲用適 不適
水質の内容	
検査をした場所	
検査年月日	
検査員	
備考	

第13号様式（第27条関係）

臨時栓(使用・廃止)届

年 月 日

上尾市長 様

申請者 上尾市

次のとおり 月 日から臨時栓の(使用・廃止)をしますので、届けます。

給水装置設置場所		上尾市					
水道番号 (お客様番号)							
使用廃止する期間		年 月 日から		年 月 日まで		日間	
使用者又は責任者							
工 事 費		円 年 月 日納入		円 年 月 日還付・追徴			
量 水 器	番 号	種 別	口 径	取 付 時 針	取 外 時 針	使 用 水 量	メ ー タ ー 台 帳 整 理
			m/m				
<p>上記量水器正に(借受保管・返納)しました。</p> <p>ご指定に従いその代価を賠償致します。</p>							

第14号様式（第27条関係）

第 14 号様式(第 27 条関係)

(表)

51 ミ リ メ ー ト ル	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属 職氏名
	年 月 日生
	この者は、水道法第 17 条第 1 項の規定により、給水装置の検査に従事する職員であることを証明する。
	上尾市長 <span style="float: right;">印</span>
	発行 年 月 日
	(有効期間 1 年)
	76 ミリメートル

(裏)

水道法抜すい
(給水装置の検査)
第 17 条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときはその看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

第15号様式（第27条関係）  
第15号様式（第27条関係）

貯水槽水道設置届

年 月 日

上尾市長 様

住所  
設置者  
氏名

貯水槽水道の設置について、下記のとおり届け出ます。

記

(1) 建物名						
(2) 所在地						
(3) 設置者(所有者)の住所(勤務地)職名・氏名・電話番号		住所		電話 ( )		
		職名		氏名		
I 設 置 施 設 概 要	(1) 規模	地下 階、地上 階、延床面積		m <sup>2</sup> 、	年 月 竣工	
	(2) 用途	主たる用途	①集会施設 ②住宅 ③宿泊施設 ④医療施設 ⑤店舗 ⑥レジャー娯楽 ⑦車庫 ⑧学校 ⑨事務所 ⑩工場、作業所 ⑪その他( )			
		従たる用途	①集会施設 ②住宅 ③宿泊施設 ④医療施設 ⑤店舗 ⑥レジャー娯楽 ⑦車庫 ⑧学校 ⑨事務所 ⑩工場、作業所 ⑪その他( )			
	(3) 人口	居住人口	人	世帯	勤務人口	人
	(4) 給水方法	高架水槽が	①ある( 基) ②ない	圧力水槽が	①ある( 基) ②ない	
	(5)	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に指定された「特定建築物」で				①ある ②ない
(6) その他の特記事項						
II 受 水 槽	(1) 水源	①上水道 ②簡易水道 ③通常は①又は②を使用し、非常のときのみ井戸を使用				
	(2) 容量	m <sup>3</sup> ×		基	計 m <sup>3</sup>	
	(3) 有効容量	m <sup>3</sup> ×		基	計	m <sup>3</sup>
		m <sup>3</sup> ×		基	計	m <sup>3</sup>
(4) その他の特記事項	お客様番号		開始日 年 月 日			
	口径		工事業者			

第16号様式（第27条関係）  
 第16号様式（第27条関係）

水道料金、手数料等軽減・免除申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

( )

次の理由により水道料金、手数料等の軽減又は免除を申請します。

水道番号 (お客様番号)	—	
設 置 場 所	上尾市	
使用者又は 申込者等	住所	
	氏名	電話 ( )
軽減又は 免除理由		